明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（国土交通四四）　一
○船舶設備規程等の一部を改正する省令（同四五）　二
〔告　示〕
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する件（国土交通五六五）　四
○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定に適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する件（同五六六）　二四
○水防法第十条第二項の洪水予報を行う河川を指定する件（同五六七）　二五
○水防法第十六条第一項の水防警報を行う河川等を指定する件（同五六八）　二六
○松本空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があった件（同五六九）　二六
○航海用具の基準を定める告示の一部を改正する件（同五七〇）　二七
○都市計画に関する件（東北地方整備局一〇七）　二七
○道路に関する件（関東地方整備局二六九、二七〇）　二七
○道路に関する件（北陸地方整備局六五）　二七
○道路に関する件（近畿地方整備局一七六、一七七）　二七
○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（同一七八）　二七
○道路に関する件（四国地方整備局五五）　二七
○道路に関する件（九州地方整備局一〇九）　二七
〔官庁報告〕
官庁事項
公調委平成二十二年（フ）第一号青森県下北郡東通村地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件の裁定（公害等調整委員会公示三）　二六
国家試験
計量士国家試験合格者（経済産業省）　二六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所計量法施行規則第百二十一条に基づく環境計量講習・特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構、中日本高速道路株式会社工事区間変更、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、型式住宅部分等製造者の認証関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　三

省　令

○国土交通省令第四十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第七十五条の二第一項及び第七項、第七十五条の三第一項並びに第百四条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月三十一日

国土交通大臣　大畠　章宏

道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令

（道路運送車両の保安基準の一部改正）

第一条　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第一項中「取付方法」の下に「、性能」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）の電気装置は、電波による影響により当該装置を備える自動車の制御に重大な障害を生ずるおそれのないものとして、性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

第十八条第五項中「頭部」の下に「及び脚部」を加え、同項第三号中「二・五トン」を「三・五トン」に、「車枠と車体が一体の構造であつて運転者室の前方に原動機を有する」を「運転者席の着席基準点（運転者の着座位置を設定する際に基準とされる点であつて告示で定めるものをいう。）が前車軸中心線から後方に一・一メートルの線より後方に位置する」に改める。

第二十二条の五第一項中「二個以上」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第一号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下この項において同じ。）が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び運転者席より後方に備えられた座席が回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことが可能な自動車にあつては、この限りでない。

（装置型式指定規則の一部改正）

第二条　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中第五号の三を第五号の四とし、第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三　法第四十一条第六号の電気装置のうち電波障害防止装置（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものを除く。）

第五条の表中

五の三　第二条第五号の三のオフセット前面衝突時の乗員保護装置	第九十四号改訂版

を

五の三　第二条第五号の三の電波障害防止装置	第十号第三改訂版
五の四　第二条第五号の四のオフセット前面衝突時の乗員保護装置	第九十四号改訂版

に改め、同条に次の二項を加える。

2　前項の表中第五号の装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のものに備えるものに限る。）は、協定に附属する規則第十三H号の技術上の要件を満たす横滑り防止装置及びブレーキアシストシステム（緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置をいう。）を備えているものに限る。

3　第一項の表中第三十五号の二の装置は、協定に附属する規則第四十八号第五改訂版の技術上の要件を満たす昼間走行灯を備えていないものに限る。